



EY Taiwan
JBS NEWSLETTER

March 2022

EY Taiwan

JBS NEWSLETTER

- March 2022 -

台湾税務当局の注意喚起を踏まえた
税務上の基本事項と留意事項
(棚卸資産の廃棄と支払手数料)

本ニュースレターの内容は、
一般的情報をご参考までに提供
するものです。具体的な個別の
案件に対するアドバイスが必要な
場合は、EY台湾にご相談ください。
本ニュースレターの内容について、
ご不明な点などがございましたら、
いつでもサポートをいたしますので、
ご遠慮なくお申し付けください。

▶ はじめに

今回は、台湾税務当局から公表されている注意喚起情報より、棚卸資産廃棄損、及び支払手数料について取り上げます。

一点目の棚卸資産は、3月3日に生じた台湾全土に及ぶ大停電を受けての国税局のアナウンスとなります。今回の停電によって、一部の企業ではその棚卸資産を廃棄する事態が発生していますが、台湾では棚卸資産の廃棄損の損金計上にあたって要件や対応が必要であり、この点にかかる注意喚起となります。

棚卸資産廃棄損と支払手数料、共に台湾税務の基本的論点ではありますが、税務当局からの指摘が多い事項となっています。

関係する税務上の基本ルール及び留意事項も整理しましたので、ご参考ください。

▶ 今回お伝えしたいポイント

注意喚起事例①「棚卸資産廃棄損の計上について」

- ▶ 台湾大規模停電を踏まえ、税務当局による棚卸資産廃棄損計上にかかる注意喚起
- ▶ 少額の廃棄にかかる税務上の対応について
- ▶ 棚卸資産廃棄損にかかる税務ルールの整理(営利事業所得税審査基準第101条の1)と留意事項

注意喚起事例②「支払手数料・コミッションにかかる税務上の計上要件について」

- ▶ 税務当局による海外に対する支払手数料・コミッションにかかる注意喚起と事例
- ▶ 支払手数料・コミッションの計上にかかる税務ルールの整理(営利事業所得税審査基準第92条)と留意事項

棚卸資産の廃棄損の損金計上について

大規模停電を踏まえた、税務当局による棚卸資産廃棄損計上にかかる注意喚起

棚卸資産廃棄損計上にかかる注意喚起

2022年3月3日の台湾電力興達発電所の事故によって、台湾全土各地にて停電が発生しました。財政部南区国税局は、停電によって、営利事業者の商品または原材料、補助材料、仕掛品などが変質、破損し、発売または加工製造できなくなったものがある場合、規定に基づき廃棄損失を計上・申告することができるかと注意喚起しています。

当局の説明によると、営利事業所得税審査基準第101条の1の規定では「商品又は原材料、補助材料、仕掛品などが、期限切れ、変質、破損又は滞留によって販売や加工製造などができなくなり廃棄を行う場合、会計士監査証明又は年度の法人所得税申告の監査報告に従い関連する資料を添付して実際の廃棄損失を認識されるものを除き、事実発生後30日以内にリストを添付して管轄租税徴収機関に申告して廃棄の立会い、確認をしてもらうか、あるいは管轄事業主管機関に申告して廃棄を行い、証明書類を取得の上で実際の廃棄損失を認識しなければならない」としています。したがって、営利事業者が停電の影響を受けたため商品または原材料などに変質・損害が発生した場合も、上記規定に基づき廃棄処理を行うことでその事実につき損失を認定することができます。

少額廃棄にかかる対応について

営利事業者が毎回申請する廃棄金額が新台幣500万元以下である場合、商品、原材料の廃棄報告表などの関連資料を添付し、国税局に申請を提出することができます。これに対して、国税局の審査によって異常がないものとされた場合、実地現物確認を免除することができます。国税局の通知後、廃棄過程前・後の写真(日付を注記する必要があります)を追加で提出することで届け出を完成することができます。

出典: 財政部ホームページ (「営利事業因停電造成商品或原物料變質毀損, 可列報損失!」財政部南區國稅局 2022年3月10日發布)
<https://www.mof.gov.tw/singlehtml/384fb3077bb349ea973e7fc6f13b6974?cntId=7ce5c30c82f141d2a6e8526bf2f3f66b>

棚卸資産廃棄損計上にかかる税務ルールの整理と留意事項

まず、台湾の税法上、棚卸資産の廃棄損の損金計上は、廃棄の事実と計上のみで足りるわけではない点に注意が必要です。原則として、廃棄損にかかる会計士による監査証明、または税務当局または管轄事業の主管機関の廃棄の確認、ならびに廃棄の事実確認が必要となります。

営利事業所得税審査基準第101条の1に記載される棚卸資産廃棄損の損金算入の要件をまとめますと、次のページの通りとなります。

棚卸資産の廃棄損の損金計上について

棚卸資産廃棄損計上にかかる税務ルールの整理と留意事項(続)

範囲	損金算入の要件
保存期間超過、変質、破損または陳腐化により販売、加工・製造ができず廃棄する商品、原材料、副材料、仕掛品等	以下の方法による <ul style="list-style-type: none"> ▶ 会計士の監査証明を提出する ▶ 事実発生後30日以内に明細表を添付して管轄税務当局に監督人員の派遣を届出て、廃棄作業の監督を受ける ▶ 場合により事業主管機関の廃棄への立会の下で廃棄を実施し証明書類を取得する
生鮮品(農産品・水産物等)、原材料、副材料、仕掛品で特性によりまたは衛生関連法令により、保存期間超過または変質により、長期保存できないもの	会計士の監査証明を提出する

棚卸資産廃棄損計上にかかるその他留意事項

その他、棚卸資産廃棄損の計上に関連して、以下の点について補足します。

- ▶ 棚卸資産の廃棄により収入がある場合
当該収入について、税務上、その他収入または棚卸資産廃棄損失の控除項目にしなければならない。
- ▶ 海外にある棚卸資産を廃棄する場合
以下の3つの方法を検討することになります。
 - ① 台湾の公認会計士による廃棄への立会及び監査報告書における当該廃棄損の開示
 - ② 海外現地の公認会計士に廃却への立会及び署名を依頼する
 - ③ 海外公証機関または検査機関に廃却への立会を依頼する

支払手数料・コミッションの損金計上について

支払手数料の損金計上について必要な証明資料にかかる注意喚起

台湾にて、海外へ手数料を払う場合の取得すべき証明書類にかかる注意喚起

財政部台北国税局によると、営利事業者が海外代理業者または販売代理業者に手数料を支払う場合には、双方が締結した契約書、間に入って仲介を行った事実、為替決済証明又は銀行送金証明などの関連証明書類を提示しなければならないものとしています。

また、台湾にて、台湾元にて海外に手数料を支払う場合、海外代理業者又は販売代理業者より発行される領収書を取得しなければならず、さらに、輸出する商品代金の3%を超過した場合、別途、海外代理業者又は販売代理業者が確かに当該台湾元建の代金を受領した証明、またはその口座に預け入れられた証明を提供しなければならないものとしています。

支払手数料にかかる証明書類の整理

営利事業所得税審査基準第92条の規定により、支払手数料は、契約書、あるいは間に入って仲介を行った事実を立証する関連証明書類を提示しなければならないものとしています。

また、海外代理業者または販売代理業者に支払われる手数料を費用として認定するためには、双方により締結された契約の他、為替決済の有無等に応じてそれぞれ証明を行う必要があるものとしています。

- ▶ 為替決済を済ませた場合：為替決済を行った銀行より送金者と受取人の氏名(名称)、住所、為替決済金額、日付などが明記された為替決済証明の提示が必要
- ▶ 為替決済を済ませていない場合：銀行の送金または振替の証明書類の提示が必要
- ▶ 海外送金小切手で支払った場合：受取人が実際に当該小切手で送金された代金を受け取った、またはその口座に預け入れた証明の提示が必要

なお、代理業者または販売代理業者に該当せず、契約書を提示できない場合は、連絡往来にかかる書類・メール、または信用状の手数料支払にかかる約定事項を明記しなければなりません。

台湾において台湾元で海外に手数料を支払う場合、輸出する商品の代金の3%を超えない範囲内である場合は、海外代理業者または販売代理業者の名義で発行される領収書を取得しなければならず、それにより費用として認定がされます。3%を超える場合、別途海外代理業者または販売代理業者が確かに当該台湾元建の代金を受領した、またはその口座に預け入れた証明、あるいはその他の関連証明書類を提供しなければなりません。

支払手数料・コミッションの損金計上について

支払手数料の損金計上について必要な証明資料にかかる注意喚起

事例

甲社の2019年度の営利事業所得税確定申告書の審査にあたって、約80万元の海外代理業者への支払手数料が申告されていたが、証明書類として、契約書、その間に入って仲介したやり取りの書類及び外貨から台湾元への外貨決済証明のみが提供された。当該代金は台湾において台湾元にて支払われており、また、輸出する商品代金の3%を超えていた。しかし、甲社は、当該海外代理業者から発行される領収書及び当該代金が確かに台湾元建で受領されたことにかかる証明書類を提示できなかったため、税務上否認され、最終的に税金が追加徴収された。

税務当局による注意喚起

営利事業者が支払手数料を申告する場合、規定に合致しないがために自身の権益に影響を与えることを防ぐため、法規定に合致した取得すべき証憑の保管に留意する必要がある点、注意喚起しています。

出典：財政部台北国税局ホームページ（「在臺以新臺幣支付國外佣金，須留意應取具之證明文件」財政部臺北國稅局2022年2月8日発布）
<https://www.ntbt.gov.tw/singlehtml/41ae3594197f4f69b47753ce08188516?cntId=631fcdf142dc40bb971e75061d2162f6>

支払手数料の損金計上にかかる整理及び留意事項

台湾の税法上、支払手数料やコミッションは、「取引の仲介等に関して支払う手数料」と定義されています。そのため、損金計上にあたって準備しておくべき書類は、契約書の他に、仲介の事実に関連する証明資料となります。

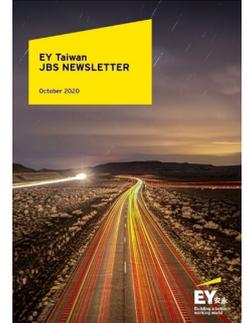
その他を含めて、支払手数料の損金計上にかかる整理及び留意事項を以下の通りまとめます。

項目	注意点
証明資料の原則	支払手数料は、提示された契約、またはその他仲介の事実に関連する証明資料に基づいて、その実際発生額が認定される。
輸出にかかる手数料について	輸出手数料が輸出貨物代金の5%を超える場合、規定の関連証憑を取得した上で、合理的な理由と証明書を提出し、税務当局に事実と合致すると認められたものが損金算入できる。
台湾元にて国外に手数料を払う場合	輸出貨物の代価に対する3%までは、国外代理業者あるいは取次販売業者の名義で発行された領収証を計上証憑とする。3%を超える場合、国外代理業者あるいは取次販売業者が確かに当該金額の代価を受領した、あるいは確かにその口座に入金されたとの証明を取得できれば、損金算入できる。
源泉徴収	支払手数料の支払いについて源泉徴収すべきものを源泉徴収しなかった場合、源泉徴収義務違反の罰則がある。

JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWS LETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2022年2月	台湾税務当局の注意喚起を踏まえた会計・税務上の基本事項と留意事項(売上計上時点、売上値引の計上)
2022年1月	台湾における外国人に対する減税の検討-新旧制度把握
2021年12月	台湾における外国人の3大重点ポイント(台湾入境・租税優遇・給与税務申告)
2021年11月	台湾における日系企業から多く頂くご質問(法人所得税編②)
2021年10月	海外駐在員の税金に対する補填手当の方針について
2021年9月	コロナウィルス禍における台湾への外国人入境のキー～特別許可～
2021年8月	台湾における日系企業から多く頂くご質問(法人所得税編①)
2021年7月	台湾における日系企業から多く頂くご質問(会社決算・取引編)
2021年6月	台湾におけるコロナウィルス対策 税務救済措置まとめ
2021年5月	新台湾赴任者のための制度基礎(移転価格税制及び個人編)新型コロナウイルスによる株主総会延期(停止)措置に対する非公開会社の対応整理
2021年4月	新台湾赴任者のための制度基礎(会計・税務-法人編-)
2021年3月	外国特定専門人材の租税優遇の最新の動向、税務居住者判定にかかる新型コロナウイルス感染症に対応した緩和対策の概要
2021年2月	台湾における移転価格審査準則の改正

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせて頂いておりますEY担当にご連絡を頂くか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡をください。

安永聯合會計師事務所

企業税務サービス

劉惠雯 税務服務部營運長

02 2757 8888 88858
heidi.liu@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師

02 2757 8888 88870
yishian.lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師

02 2757 8888 88872
sophie.chou@tw.ey.com

楊建華 執業會計師

02 2757 8888 88875
chienhua.yang@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師

02 2757 8888 88873
anna.tsai@tw.ey.com

林志翔 執業會計師

02 2757 8888 88876
michael.lin@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師

07 238 0011 88990
ben.wu@tw.ey.com

曹盛凱 執行總監

02 2757 8888 67151
kelvin.tsao@tw.ey.com

監査サービス

黃建澤 審計服務部營運長

02 2757 8888 88810
james.c.huang@tw.ey.com

張志銘 執業會計師

02 2757 8888 88882
steven.chang@tw.ey.com

JBS

清本雅哉 副總經理

02 2757 8888 # 88830
masaya.kiyomoto1@ey.com

橋本純也 協理

02 2757 8888 # 66458
junya.hashimoto@tw.ey.com

堀井政東 協理

02 2757 8888 # 66525
masato.horii@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world（より良い社会の構築を目指して）」という理念の下、クライアント、メンバー、そして社会に対して長期にわたるバリューを提供し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

データとテクノロジーによって支えられたEYの多様なチームによって、150を超える国における監査及び保証業務を通じた信頼の確保、またクライアントの成長や変革、業務の支援を実現しています。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務及びトランザクションといったEYの各サービスラインの専門家チームは、互いに協同し、「Better questions（より優れた問題提起）」によって、私たちの世界が直面している現在の課題に対して、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYの個人情報の収集及び使用方法、個人情報の保護にかかる対応については、ey.com/privacyをご参照ください。さらに詳細な情報については、EYグローバルウェブサイト`ey.com`をご参照ください。

EY台湾は中華民國の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財団法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2022 EY Taiwan.
All Rights Reserved.

00047-226Jpn
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

